



鹿兒島大学



学生生活 安全 ハンドブック



平成28年4月

正しい知識を備えて安全快適な学生生活を

CONTENTS

目次

このマニュアルは、災害等から身を守るために必要な知識や対応、日常生活において注意することなどを示したものです。



	page
1. 火災	1
1 平素の心がけ	
2 火災発見・通報	
3 初期消火	
4 粉末消火器の操作方法	
5 避難	
2. 地震	3
1 平素の心がけ	
2 学内やアパートなどで地震が起きたら	
3 山や海岸にいるとき地震が起きたら	
3. 風水害	4
1 平素の心がけ	
2 台風、集中豪雨	
4. 実験・実習中の安全	5
5. 課外活動中の安全	6
1 ケガの応急処置方法	
2 脱水症防止のための水分補給方法	



	page
6. 交通安全	9
1 交通安全について	
2 道路交通法の改正について	
7. アルバイトについて	11
1 アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント	
2 学生アルバイトのトラブルQ&A	
8. SNSのしくみ	13
9. 飲酒及び喫煙	14
1 飲酒について	
2 喫煙について	
10. 悪徳商法・詐欺等	15
11. 社会のルール等	17
1 盗み	
2 モラル	
12. ハラスメント	18
13. 薬物乱用	19
14. AEDの設置場所	20
15. 災害時の電話利用方法	21
学生相談等に関するフローチャート	22
緊急時の対応フローチャート	23
緊急連絡体制	24

1. 火災

大学での火災は、実験中の化学薬品や装置などの安易な操作、コンセントのたこ足配線、課外活動施設での喫煙などが主な原因で発生しています。火気類を伴う実験・実習などは安全に注意し、身の回りから火災が発生しないよう行動しましょう。また、どこで出火しても避難通路が確保できるよう、まず整理整頓を心がけましょう。

1 平素の心がけ

- ① 廊下、室内など整理整頓を心がける。
- ② 引火・発火性のある危険物は、必要最小限にとどめ、保管場所は火気から遠ざける。
- ③ 可燃性ガスを扱う場合は、実験器具、ゴム管などから漏れないか点検し、換気をよくする。
- ④ 電気配線は、コードやコンセントなど十分な容量のあるものを使用する。
- ⑤ 出火した場合に備え、ガス栓や電源の遮断位置を確認しておく。
- ⑥ 本学建物内は禁煙となっています。部室などでの喫煙は特に危険ですので、指定場所で喫煙すること。



2 火災発見・通報

- ① 火災を発見した人は、近くの者に「火事だ」と大声で知らせる。
- ② 近くに誰もいない場合は、火災報知器のボタンを強く押す。
- ③ 建物を管理する部局に通知する。
建物管理者が不在の場合は、消防署【局番なし119】へ通報する。



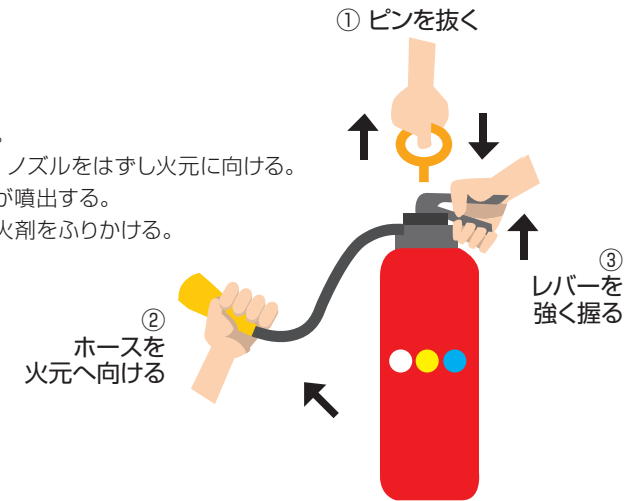
3 初期消火

- ① 火災が小規模な場合は、消火器、屋内消火栓などで初期消火を行う。
- ② 消火器、屋内消火栓は各建物の廊下などに約20~25m間隔に置いてあります。日頃からどこに置いてあるか確認しておくこと。
- ③ 火災は炎と煙だけではなく、危険物の爆発や有毒ガスの発生もあること、また、実験室などで放水すると、水と反応し爆発する危険物があることも念頭におくこと。



4 粉末消火器の操作方法

- ① 安全ピンを上方に引き抜く。
- ② レバーを握り消火器を持ち、ノズルをはずし火元に向ける。
- ③ レバーを強く握ると消火剤が噴出する。
- ④ 消火は火災を覆うように消火剤をふりかける。



5 避難

- ① 人命優先です。初期消火中に、手に負えない、または危険と感じたら避難すること。
- ② あわてずに、負傷者などを優先させて避難すること。
- ③ 廊下などに煙やガスが充満している場合は、口、鼻にハンカチやタオルなどをあて、姿勢を低くして避難すること。
- ④ 防火シャッター、防火扉が閉まっている場合は、扉の一部にあるくぐり戸から避難する。



2. 地震

平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、大規模な津波に巻き込まれ、また、建物の倒壊や火災により多くの尊い命が奪われ、深い悲しみに包まれました。鹿児島県には出水活断層が走っており、国の地震調査研究推進部では「地震発生率の長期確率(ほぼ0%~1%)には幅があるが、その最大値を取ると今後30年の間に地震が発生する確率が我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する」と発表しています。鹿児島にいつ大きな地震が起きても不思議ではありません。日頃から十分な地震対策を身につけておきましょう。

1 平素の心がけ

- ① 廊下、階段などの避難経路には物を置かない。
- ② 書庫、ロッカーなどは転倒、滑落する恐れがあるので、壁にアンカーなどで固定する。固定できない場合は転倒防止用のスペーサーをかませる。
- ③ 書庫などの上には重い物を置かない。
- ④ 薬品などは専用の保管庫に収納し、瓶の転倒、瓶同士がぶつかり破損しないようにセーフティーガードなどを使用する。
- ⑤ ガスボンベの転倒防止のため、専用のボンベ立てに置かず、鎖などで壁に固定しておく。
- ⑥ 重量物は滑り出す恐れがあるので、アンカーなどで床面に固定しておく。



2 学内やアパートなどで地震が起きたら

- ① 地震を感じたら火災の原因となるガス栓、電源などを遮断する。発火、爆発など災害が起きる恐れのある実験装置は運転を停止する。
- ② 建物がゆがんでドアが開かなくなる恐れがあるので、ドアを開けて出口を確保する。
- ③ 強い揺れで身の危険を感じたら、転倒の恐れのある物や窓際から離れ、机の下などで身の安全を確保する。
- ④ 火災や爆発などの恐れがない場合はあわてて外に飛び出さない。
- ⑤ エレベーターは使用しない。もし使用していたら、直ちに最寄りの階で降りる。
- ⑥ 避難する場合は、余震による窓ガラスや外壁の落下の恐れがある場所を避け、手荷物などで頭部を保護しながら避難する。裸足での避難は危険です。
- ⑦ 負傷者がいたら救急措置をとり、必要に応じ応援を求める。
- ⑧ 避難場所は、高層の建物は窓ガラスや外壁タイルなどが落下する恐れがあるので、建物から離れた広場がよい。



3 山や海岸にいるとき地震が起きたら

- ① 海岸近くにいる場合は、津波の心配があるので高台に避難する。
- ② 津波情報を聞き、津波警報が解除されるまで海岸に近づかない。
- ③ 地震の後、急に潮が引くようだと特に危険です。すぐに避難すること。
- ④ 登山などで山岳にいる場合は、土砂崩れの危険があります。落石などに注意すること。



3. 風水害

平成5年8月6日に起きた鹿児島市竜ヶ水の集中豪雨災害や平成18年7月に起きた鹿児島県北部豪雨災害発生では、多くの犠牲者と建物の被害に見舞われました。鹿児島県は集中豪雨が発生しやすい地域であることから、日頃から十分な集中豪雨や崖崩れなどの安全対策を身につけておきましょう。

1 平素の心がけ

- ① 低地での家屋の浸水、崖崩れ、増水による川の氾濫など、居住している地域の災害の危険度を把握しておく。
- ② テレビなどで台風の進路など気象情報を収集し、避難場所、避難経路などを確認しておき、危険と感じたら避難勧告が出される前でも早めに避難する。
- ③ 停電に備え、懐中電灯、携帯ラジオなどを準備しておく。



2 台風、集中豪雨

- ① 看板や植木鉢などが飛ばされ、負傷する危険性が高いので外出は控える。
- ② 電柱や切れた送電線には、転倒や感電の恐れがあるので近寄らない。
- ③ 集中豪雨では、短時間に水路や側溝から水が溢れ道路との境界が分からなくなり転落する恐れがあるので近寄らない。
- ④ 鹿児島はシラス土壌が多く、崖崩れなど土砂災害の危険性が高いので、崖などに近寄らない。



4. 実験・実習中の安全

実験・実習では、化学薬品、工作機械、電気機械、高圧装置、重量物運搬機器、放射線発生装置、レーザー装置などを使用することがあります。これらの機器や薬品は安易な使用や操作により、重大な災害が発生した事例があります。

■実験器具、薬品の取扱い上の注意事項

実験では、危険な有害薬品や実験機器等を使っています。使い方を誤ると大変危険です。薬品や機器の使い方、操作を誤ったため火災や爆発により身体を損傷したり、中毒を起こしたりする事故が他大学等で発生しています。

以下は、実験を行う際に必要な最小限の注意事項ですので、知識として持っておいてください。

- ・ 指導者の注意・指示を守る。
- ・ 機器が正常に作動していることを確認する。
- ・ 実験前に薬品が変質・変色していないか常に点検する。
- ・ 実験は支障のない服装で行う。
- ・ 火気を使用する場合は、現場を離れない。
- ・ 機器の後始末は的確に行う。
- ・ 薬品は正しく保管し、使用後は必ず保管庫等元の位置へ収納する。
- ・ 実験の際に生じる廃液等の後始末は厳重に行う。
- ・ 実験室を最後に退室する際は、ガス栓、電熱器等の確認・点検を行う。
- ・ 実験室は常に清潔に保つよう心がける。

各学部、学科などでは、「安全の手引き」などで取扱方法を定め指導していますので、その指示に従い安全を確保しましょう。



5. 課外活動中の安全

課外活動中の事故(特に海や山での事故)は、不注意や判断ミスから起きています。事故防止には、十分な注意を払うとともに、安全確認を怠らないようにしてください。

- ① 課外活動、特に登山やキャンプなどは指導者に相談し、無理のない活動計画を立てる。
- ② 体育等施設・設備、器具などは、事前の点検を十分に行った上で使用する。
- ③ 川原や中洲でのキャンプは危険です。ダム放水や上流での集中豪雨により急に濁流が押し寄せることがあります。

★対外試合や練習等のために、自動車、バイク、自転車を使用する場合は、「6 交通安全」の項に従い、交通ルールを守り十分注意して安全運転を心がけましょう。

■課外活動中によるケガ等のいざという時には・・・!

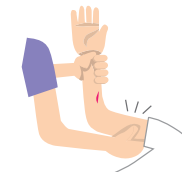
1 ケガの応急処置方法

課外活動中に、ケガや病気等を負った場合、早期に適切な処置を行うことが人命を救うことになりまますので、救急車が到着するまでの間、応急処置が必要となります。そのためには、消防署などの開催する救命講習や応急処置並びに本学が開催している体育系サークル・リーダーズ合宿研修で実施している救命講習に積極的に参加して、応急処置方法を身につけましょう。

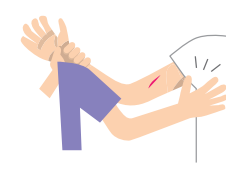
- ① 切り傷や擦過傷などの場合の止血
 - ・ 傷口にきれいなガーゼか布をあてて押さえ、まず止血をする。表面が汚れている場合は、止血する前に水で傷口を洗う。
 - ・ 傷口を心臓よりも高い位置にする。
 - ・ 出血がひどい場合は、傷口よりも心臓に近い動脈を圧迫する。肘から先の出血なら肘の内側、腕なら脇の下、足なら太ももの付け根などが止血点です。



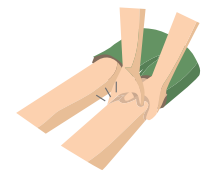
顔面の出血では耳の前を圧迫。



肘から先の出血では肘の内側を圧迫。



上腕からの出血では脇の下を圧迫。



下肢の出血では太ももの付け根を圧迫。

② 骨折・打撲の手当

- ・骨折した部分はむくんでくるので、靴やトレーニングパンツなどは脱がせたり、切り取ったりする。
- ・骨折も打撲も、患部を冷やして添え木などで固定する。決して引っ張って元に戻そうとしたり、マッサージしたりしないこと。
- ・添え木は患部全体に当てるようにし、指を骨折した場合は指よりも長い添え木を当て、肘を曲げられないときは、全体を固定する。
- ・添え木には、傘や釣り竿、バット、ダンボール、二つ折りの雑誌や掃除機のパイプなども利用できる。



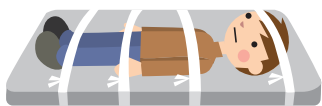
ダンボールで骨折箇所を固定。



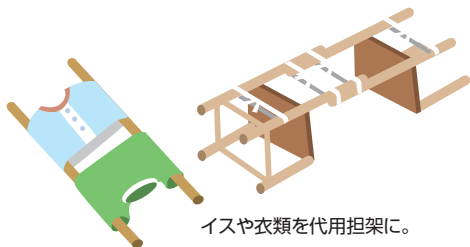
身の周りの物を添え木の代わりに。

③ ケガ人の運び方

- ・ケガをした人を不用意に動かすのは危険です。できるだけ動かさずにその場で手当することが原則です。すぐに保健管理センターに連絡するか或いは重傷の場合は、救急車を呼ぶ等速やかに対応する。
- ・どうしても動かさざるを得ない場合は、担架を使う。その場に無ければ雨戸、イスやトレーナーをつないで代用する。
- ・骨折、出血している箇所があれば、手でしっかりと支え、移動中に動かないようにする。



患部を固定して運ぶ。



イスや衣類を代用担架に。

2 脱水症防止のための水分補給方法

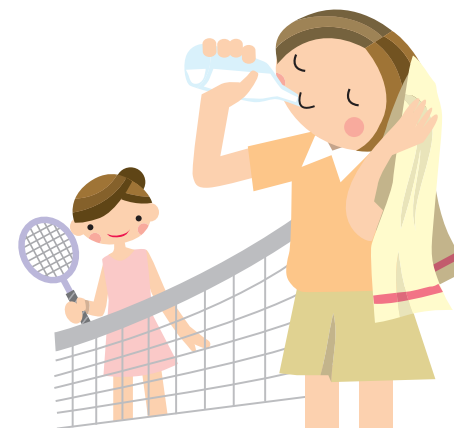
練習中の水分不足は集中力が欠け、大きなケガの原因になり、脱水状態がひどいと、自分の身体の体温調整が出来なくなります。また、汗が出なくなり、体内の臓器が動かなくなり、その後死に至ります。

練習後は、しっかり水分補給をしなければ筋肉に疲労が蓄積したままになり、いつまでも筋肉痛が取れないので、肉離れ等の原因になります。

サークル活動中は、ケガの予防、疲労回復のために、しっかりと水分補給を行ってください。

(1) 脱水状態

- ① 最初の脱水状態のサインは喉の渇き（水を飲みたくて喉がカラカラになる）
 - ↓
 - ② 思考力の低下
 - ↓
 - ③ 筋肉のけいれん
 - ↓
 - ④ 全身けいれん、意識不明
 - ↓
- 速やかに救急車を呼び病院へ



(2) 効果的な水分補給方法

- ① まず喉の渇きをなくすこと。
 - ・必ず練習の始まる3時間前からこまめに水分補給すること。
- ② スポーツドリンクには水を必ず補給すること。
 - ・市販のスポーツドリンクは濃すぎるため、体内に吸収されるのに時間がかかるので、倍に薄めて補給する。ミネラルウォーターは、カルシウム、マグネシウムを多く含んでいるので、水分補給には最適です。
- ③ 1回の量はコップ1杯程度の補給を心掛ける。
 - ・ドリンク500mlを一気に飲み干しても体内に吸収される水分量は、コップ1杯分だけです。

★必ず練習前・試合前の水分補給を、その3時間前から1200ml（夏場は1500ml）程度摂取するよう心がけましょう。

6. 交通安全

1 交通事故は、被害者側の悲しみだけでなく加害者も苦しい思いをします。

★万一、事故に遭った場合、事故後の処置・処理が大切です。

- ① 思いやり、ゆずりあいの心とゆとりある運転が大切です。安全運転を心がけてください。
- ② 飲酒運転や無免許運転は「交通三悪」の一つであり厳禁です。ひと口でもアルコールを呑んだら反射神経が鈍りますので、自動車・バイクの運転は絶対にしないでください。また、スピードの出し過ぎは重大事故のもとです。
- ③ 運転中の携帯電話使用は道路交通法違反です。必要なら車を止めて使用すること。
- ④ ヘルメットやシートベルトはあなたの命を守ります。運転時は必ず着用すること。
- ⑤ 自転車、バイク（50cc）の二人乗りは禁止です。
- ⑥ 自転車の夜間無灯火は危険です。交通事故の被害者になることが多いので、夜間は灯火や反射板で身を守ること。
- ⑦ 自動車、バイク及び自転車運転中の、急な進路変更も事故の大きな原因となるので止めること。



★万一、事故を起こした場合は、人命第一に負傷者の保護、警察への連絡が運転者の責務です。

- ① 人身事故（負傷者）は放置せず、まずケガ人を救助し、必ず**119番**で救急車を呼ぶこと。
- ② **110番**に必ず事故の状況を連絡すること。
- ③ 事故の状況、相手車の車ナンバー、氏名、連絡先等を被害者の免許証で確認し、記録しておくことが重要です。

★万一の交通事故に備え、必ず任意保険に加入しましょう。また、自賠責保険の有効期限が切れていないかチェックしましょう。

★交通事故の罰則は重く、特に「飲酒運転、酒気帯び運転」は重大な犯罪です。また、「無免許運転」、「大幅な制限速度超過違反」を含めた「交通三悪」による悪質な運転事故に対しては、本学では懲戒退学等厳重に処分します。



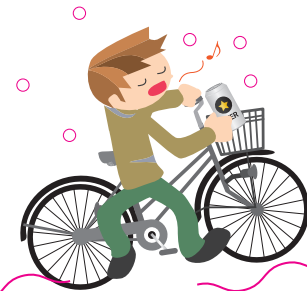
2 道路交通法の改正（自転車運転者講習制度）について

平成27年6月1日から改正道路交通法が施行され自転車利用のルールが厳しくなりました。信号無視、一時不停止、酒酔い運転など特定の危険行為をし、3年以内に2回以上摘発された場合、自転車運転者講習の受講が義務付けられます。

自転車を利用する際は、法令を遵守し、交通マナーを守るように心掛けてください。

※自転車運転者講習の受講命令の要件となる危険行為

1. 信号無視
2. 通行禁止違反
3. 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
4. 通行区分違反
5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
6. 遮断踏切立ち入り
7. 交差点安全進行義務違反等
8. 交差点優先車妨害等
9. 環状交差点安全進行義務違反等
10. 指定場所一時不停止等
11. 歩道通行時の通行方法違反
12. 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
13. 酒酔い運転
14. 携帯電話を使用しながら運転し事故を起こしたケースなどの安全運転義務違反



7. アルバイトについて

1 アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

- ① アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
- ② バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！
- ③ アルバイトでも、残業手当があります
- ④ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
- ⑤ アルバイトでも、仕事へのけがは労災保険が使えます
- ⑥ アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません
- ⑦ 困ったときは、総合労働相談コーナー（労働基準監督署）に相談を

2 学生アルバイトのトラブルQ&A (知っておきたい働くときのポイント)

Q1.アルバイトを始めることになりましたが、時給や勤務時間（働く時間）などの働く条件について「募集広告に書いてあるとおりだよ」としか言われないのですが？！

A.働く条件を書いた書面を必ずもらってください！

後で「最初に聞いた話と実際の時給や働く時間などが違う」と困らないように、アルバイト先から書面をもらって保存しておきましょう。法律上も、①アルバイトをする期間、②仕事の内容や働く場所、③働く時間や休日、④時給など重要なことは、雇う側が働く人に、働く条件を示した書面を渡すこととなっています。

Q2.1回に6～8時間働くアルバイトをしています、休憩が15分くらいしか取れない日が多いのですが？！

A.法律で、アルバイトに対しても、働く時間が①6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分、②8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を、与えなければならないことになっています！

Q3.決められた時間の前後に、オーナーや店長の指示で、開店準備や後片付け、次の勤務の準備をさせられているのですが、その分の時給がもらえません！

A.法律上、あなたを雇っている人（オーナーなど）や上司（店長など）の指示などに従って行う仕事については、その分の時給がちゃんと支払われなければなりません。
例えば塾講師の場合で、授業時間外にオーナーや教室長に言われて仕事をしている場合にも、時給は発生します。ちなみに、「毎回15分未満は切り捨て」というようなことは原則法律違反です！

Q4.店長に「アルバイトに残業代なんか出ない」と言われたのですが、本当ですか？あと、アルバイトでも有休が取れるって本当ですか？

A.アルバイトでも、法律上、1日8時間、1週40時間を超えて働いたら、残業代は出ます！また、法律上、アルバイトでも有休がとれる場合があります。（詳しくは、厚生労働省ホームページの「労働条件に関する総合情報サイト確かめよう労働条件」にある『アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント』のポイント3、4を見てください。）

Q5.アルバイトを始めるときに決めた曜日（回数）や時間を無視して、授業の日でもシフトを入れられてしまいます。テストの日に休みたいと言っても休ませてもらえません。

A.シフトを変更するには、事前に働く人と雇う人の合意が必要です（労働契約法の規定）。決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困る時は、はっきりと断りましょう！また、決められた曜日や時間に急に学校の行事などが入ってしまった時でも、諦めずにオーナーや店長などによく相談しましょう。

Q6.クリスマスケーキなど季節の商品に販売ノルマがあって売れ残りを買わされます。あと、食器や商品を壊したりするといちいち弁償させられるのですが、これってしょうがないんですか？

A.法律上、売れ残りを買う義務はありません！基本的にバイト代から自動的に天引きすることもできません。
また、お店のものや商品を壊したときは、弁償しなければならない場合もありますが、少なくとも、本来の値段以上を罰金として支払う必要はありません。

Q7.アルバイトを辞めさせてもらえません。

「辞めるなら代わりのアルバイトを連れてこい」と言われます。

A.アルバイトを含む労働者は、原則として会社を退職することをいつでも申し入れることができます。
あらかじめ契約期間が定められていないときは、法律では、労働者は退職届を提出するなど退職の申入れをすれば、2週間経てば辞めることができます（民法の規定）。ただし、急に辞めてしまうと、アルバイト先が困ることもあるでしょうから、アルバイト先とよく話し合ってください。

出典：厚生労働省ホームページ

「アルバイトを雇う際、始める前に知っておきたいポイント」



8. SNSのしくみ

(ソーシャルネットワーキングサービス)

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで、友人同士や同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。最近では、会社や組織の広報としての利用も増えてきました。

多くのSNSでは、自分のホームページを持つことができ、そこに個人のプロフィールや写真を掲載します。ホームページには、公開する範囲を制限できる日記機能などが用意されていたり、アプリケーションをインストールすることにより、機能を拡張したりすることもできます。その他、Webメールと同じようなメッセージ機能やチャット機能、特定の仲間の間だけで情報やファイルなどをやりとりできるグループ機能など、多くの機能を持っています。さらに、これらの機能はパソコンだけではなく、携帯電話やスマートフォンなどインターネットに接続できるさまざまな機器で、いつでもいろいろな場所で使うことができます。

最近では、SNSの1つとして提供されることもある、利用者同士が交流しながら遊べるソーシャルゲームも普及しています。

SNSは、とても身近で便利なコミュニケーション手段であると言えますが、最近ではアカウントの不正利用や、知り合い同士の空間であるという安心感を利用した詐欺やウイルス配布の被害に遭うなどの事例が発生しているため、注意が必要です。

また、友人間のコミュニケーションを目的としてSNSを利用している場合であっても、プライバシー設定が不十分であったり、友人から引用されることなどにより、書きこんだ情報が思わぬ形で拡散する危険性もあります。インターネット上に情報が公開されていることに変わりはないということを念頭に置いて、書き込む内容には十分注意をしながら利用することが大切です。

出典：総務省ホームページ「国民のための情報セキュリティサイト」

- ① 他人を誹謗中傷するツイートをしない。
- ② 他人の個人情報を許可なくツイートしない。
- ③ モラルに違反する内容をツイートしない。



9. 飲酒及び喫煙

1 飲酒について

全国の大学においてサークルのコンパや大学祭等で、無謀な飲酒行為が原因で学生の死亡事故や、急性アルコール中毒により救急車で病院に運ばれて一命を取り留めたというケースが多発しています。

イッキ飲みなどの無謀な飲酒による学生の死亡事故により、飲酒を強要した人が傷害致死罪で訴えられています。また、大学としても懲戒退学等厳しく処分を行います。

- ① 未成年者の飲酒は違法であり厳禁です。
また、未成年者への飲酒の強制は特に厳禁です。
[未成年者飲酒禁止法違反となります。]
- ② イッキ飲みは絶対にしない・させないこと。
- ③ 先輩や友人からのアルコールの強要・無理強いは毅然として断りましょう。
また、強要すると「アルコール・ハラスメント」に該当します。
[アルコールの飲めない体質の人もいることを認識しておくこと。]



■もしもの時の緊急事態対応

次のようなときは、一刻も早く救急車を呼び病院へ搬送してください。なお、容態が急変することがあるので、絶対に一人にしないで誰かが付き添うようにしてください。

- ・身体がピクピクけいれんしている。
- ・赤い顔をしていたのが、急に青くなり吐いた。(吐物による窒息死)
- ・体温が下がって全身が冷たい。
- ・呼吸が異常に早くで浅い。又は、異常にゆっくりで時々しか息をしない。
- ・泥酔状態で寝込んだ場合、通常のいびき音と違い、「いびき音が深く激しい」場合や、「叩いても」、「つねっても」反応がない場合は、一刻を争うため、至急救急車を呼ぶ必要があります。また、眠り込んで低体温となり凍死する危険性があるので、特に注意が必要です。

★「憩いの広場(共通教育棟東側)」、「共通教育掲示板付近」、「植物園」など飲酒の禁止場所が大学構内にはあります。これ以外の場所においても飲酒を慎み、教育研究の学府となるよう心がけましょう。
なお、大学構内では未成年者を含むグループ・団体での飲酒はできません。

2 喫煙について

喫煙は、喫煙者本人だけでなく、周囲の非喫煙者の健康を害します。本学においては、建物内は禁煙です。喫煙できる場所を指定し、「喫煙場所」として灰皿を置いています。指定場所以外での喫煙、歩き煙草、ポイ捨てを無くし、喫煙者は最低限のルールとして、次の事項を守ること。

- ① 灰皿備え付けの指定場所でのみ喫煙する。
- ② 歩きながらの喫煙をしない。
- ③ 吸い殻のポイ捨てはしない。
- ④ タバコを吸わない人への受動喫煙に注意する。

★喫煙(禁煙)に関する相談事は、禁煙サポートを行っている「保健管理センター」へ相談してください。



10. 悪徳商法・詐欺等

経済的知識が少ない人に巧みに近づき、商品売りつける商法、携帯電話・ハガキ・メール等で情報金を架空請求するもの、家族や弁護士等の名を使って事故等を装い現金をだまし取る手段です。一般的に考えられる悪徳商法等は次のような種類が考えられます。

種類	内容等
架空請求詐欺	・利用料金が未払いであると通告し、お金を振り込ませる。
振り込め詐欺	・親族がトラブルを起こしたと信じ込ませ、示談金などを振り込ませる。
キャッチセールス	・路上等で「アンケートに答えてください」と近づいて喫茶店などに誘い高額商品売りつける。
マルチ商法・マルチまがい商法	・「商品を買う人を紹介すると高額マージンがもらえます」と言って大量の商品を売りつける。
たかり商法	・官公署などから来たかのように、紛らわしい言い方と服装で、消火器等の商品を売りつける。
アポイントメント商法	・電話や絵ハガキで「あなたが選ばれました」「景品が当たりました」などと言って呼び出し、特典があると言い高額商品売りつける。
資格商法	・「今回受講すれば国家試験が免除になります」等と勧誘し、高額な受講料や教材費を取り、実のない講習等でお茶を濁す商法。
送り付け商法	・注文していない商品を勝手に送りつけ、買ったものとみなして代金を一方的に請求する。
カルト系宗教団体	・言葉巧みにサークルやボランティア活動などを装いながら、学生等若い信者を勧誘する。

★架空請求、振り込め詐欺等の被害に遭わないための心得

- ① 架空請求の場合は、ハガキやインターネット等により請求します。身に覚えがないからと自分から電話したり、メールしたりすると相手に情報を与えることになるので、「身に覚えがなければ」絶対に電話やメールをしないこと。
- ② 振り込め詐欺の場合は、事実が確認できない場合は振り込まないこと。また、両親、祖父母等にうたがわしい請求があった場合は、学生本人に確認するよう事前に連携を密にしておくこと。
- ③ 悪徳業者は、口で言うことと契約書の内容が違ってきます。契約は慎重にし簡単にサインをしないこと。
- ④ あいまいな態度を取ると相手につけ込まれます。必要でなければその場でハッキリ断ることが大切です。

★色々な制度を悪用した新手の「振り込め詐欺」が発生していますので、特に注意が必要です。

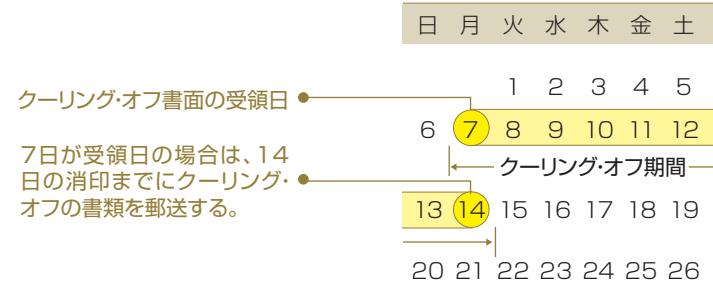
■クーリング・オフ制度

クーリング・オフの期間内に書面で申込みの撤回・解約・解除を知らせれば、無理由・無条件で申込みの撤回・契約の解除ができる制度で、一定期間は冷静に考え直す熟慮期間を与えようという趣旨です。その可能な期間は種類により異なりますが、一般的に契約・申込の日から8日以内に「内容証明郵便」等書類を郵送することにより、解約が可能です。ただし、クーリング・オフはすべての取引で認められているというわけではありません。

■クーリング・オフが認められる場合

クーリング・オフが認められる場合の要件	事業者等関係
① 法律でクーリング・オフが認められている場合	・特定商取引法 ・割賦販売法 ・宅地建物取引業法など
② 業界の自主規制でクーリング・オフが認められている場合	・日本通信販売協会
③ 個別の業者の約款でクーリング・オフが認められている場合	・完全な店舗販売にかかわらずクーリング・オフを認めている業者など

■例えば、クーリング・オフが8日間の場合



※クーリング・オフの決算日は契約日ではなく契約書の受領日です。

★困ったときや悩みがあったら、迷わず「学生何でも相談室」へ。

相談所	住所	電話番号
鹿兒島大学「学生何でも相談室」	鹿兒島市 消費生活センター	☎(099)285-7311
	鹿兒島市 消費生活センター	☎(099)252-1919
	鹿兒島県 消費生活センター	☎(099)224-0999

11. 社会のルール等

大学生の日常生活には、学内のみに限らず地域での生活が大部分を占めています。

大学生には、地域では市民の一員（社会人）として責任ある行動が求められます。住民としての非常識な行動、公序良俗違反は地域での生活の妨げになるばかりでなく、鹿児島大学の評価を下げることとなります。

また、法律違反を犯せば犯罪者として処罰されるだけでなく、大学として、停学等厳しく処分を行います。

1 盗み

(1) 万引き

どんなに安いものでも、万引きは窃盗罪です。万引きをすれば、刑事罰とともに、大学としても停学等厳しく懲戒処分を行います。

(2) 自転車泥棒

道端に停めてあった自転車を無断で「ちょっと借りただけ」の気持ちで、どこかに乗り捨てても窃盗罪です。窃盗は、刑事罰であり、大学としても停学等厳しく懲戒処分を行います。

2 モラル

(1) 生活ゴミの処理

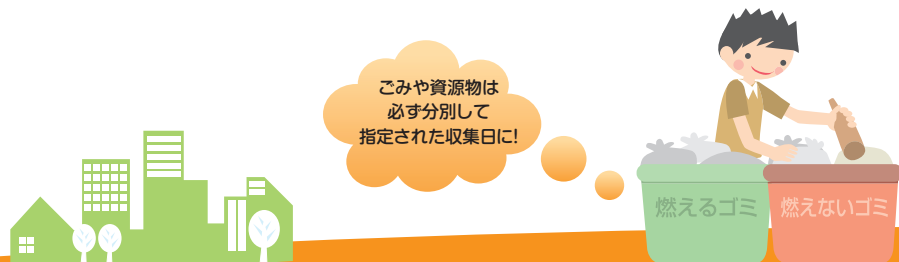
生活で出るゴミの適切な処理は、環境を守る重要な活動です。アパート等に住む単身者、大学生のモラルを欠いた行動が、町内会とのトラブル・批判の対象となります。

地域住民の一員として、ルールとマナーを守り、ごみや資源物は、必ず指定された収集日の朝8時までに分別して出しましょう。

(2) 騒音

夜遅くに友達同士で騒いだり、テレビやコンポの音を大きく出したり、また、コンビニ近辺で大声を張り上げることは、近所に大変迷惑をかけることになります。

地域住民に迷惑をかけないよう、ルールを守りましょう。社会人としての一般常識です。



12. ハラスメント

1 ハラスメントとは 「他の者を不快にさせる言動」をいいます。

(1) セクシュアル・ハラスメント

相手を不快にさせる性的な不適切な言動

(2) アカデミック・ハラスメント

教員が地位・権限を不当に利用して行う研究・教育・修学上の不適切な言動

(3) パワー・ハラスメント

職員・学生が、業務上・修学上・課外活動上で地位・権限を不当に利用して他の学生等に対して行う不適切な言動

2 ハラスメントに関する相談は？

(1) 相談は、面談だけでなく

手紙・電話・メールなどでも対応します。利用しやすい方法で、各学部等のハラスメント相談員に相談するか、または各学部の「学生何でも相談員」に相談してください。

(2) 相談窓口が不明なときは

全学の相談窓口にお問い合わせください。
「学生何でも相談室」（共通教育棟1号館2階）
電話：099-285-7311 メール：soudan@kuas.kagoshima-u.ac.jp



13. 薬物乱用

危険ドラッグをはじめとした覚醒剤や麻薬、大麻などの薬物の乱用は、あなたの健康、あなたの周りの社会に計り知れない害悪をもたらします。絶対に使わないでください。

1 薬物乱用とは？

薬物乱用とは、社会のルールから外れた方法や目的で危険ドラッグをはじめ麻薬や覚醒剤などの薬物を使うことです。危険ドラッグをはじめ麻薬や覚醒剤などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。また、医薬品は病気や傷の治療に使いますが、こうした目的以外に使えば乱用です。

2 乱用される危険のある主な薬物

乱用される危険のある薬物としては、覚醒剤、大麻（マリファナ）、あへん系麻薬（ヘロインなど）、コカイン、MDMA、危険ドラッグ、有機溶剤（シンナーなど）があります。

3 なぜ、薬物乱用がいけないのか

- (1) 脳を冒されて心も身体もメチャクチャになる。
- (2) 自分の意志では止められなくなる。
- (3) 薬物乱用により凶悪な事件を起こす。
- (4) 友達や家族を失う。

薬物は、乱用すると依存症を引き起こし、精神障害を発症させます。一度ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。その障害は一生ついて回ることになります。そして、悪影響は脳や内臓にも広く現れます。

1回だけと思って始めた人も、薬物の「依存性」「耐性」によって使用する量や回数がどんどん増えていき、悪循環に陥ります。そうすると自分の意志だけでは止めることはできません。

さらに、乱用する薬物を手に入れるために窃盗、強盗、売春、さらには殺人などの犯罪を誘発し、家庭の崩壊、社会秩序の破壊などの要因にもなります。

薬物乱用は、社会に大きな損失を招くことになり、1回でも「ダメ。ゼッタイ。」と言うことが大切です。薬物乱用防止活動の重要性は、薬物乱用に染まっていない多くの人々がその恐ろしさについての正しい知識を身につけて、決して薬物には手を出さない、薬物乱用を許さない社会環境を作っていくことにあります。

14. AEDの設置場所

■AED〈自動体外除細動器〉（突然の心停止の際に使用）の設置場所

事故や災害は、思わぬ時に起こるものです。とっさの対応で初期手当が適切に行われることにより、ケガや急病の最悪の事態を回避し、早期回復につなげることができます。

心臓疾患による「心臓突然死」は、大部分が心室細動という病気で、心臓がけいれんしポンプとしての役割が果たせず、助かるチャンスは1分経過するごとに約10%ずつ失われ、10分後には殆どの人が死に至ります。この心室細動を正常な状態に戻す唯一の方法は除細動（心臓への電気ショック）です。

救命手当（救急蘇生法）が必要な事態に遭遇した場合は、一刻を争うこととなります。ためらいなく実行できるように『AED』の設置場所を再確認して、効果的な救命活動に活用してください。



■『AED』の設置場所

設置部署	台数	設置場所	設置部署	台数	設置場所
法文学部	1台	1号館北側玄関	農学部・共同獣医学部	1台	農・獣医共通棟1階東側玄関
教育学部	1台	体育科実験研究棟入口		1台	農学部研究棟D1階東側玄関
	1台	文系研究棟入口	大学院連合農学研究科棟	1台	1階
	1台	第1講義棟入口	農学部附属入来牧場	1台	管理棟玄関
	1台	音楽美術科棟 1階	農学部附属高隈演習林	1台	研究棟1階玄関ホール
教育学部附属小学校	1台	保健室	唐湊果樹園	1台	研究実習棟玄関
教育学部附属中学校	1台	体育館東入口	医学部・歯学部 (桜ヶ丘・病院地区)	1台	共通教育棟 1階
教育学部附属幼稚園	1台	ホール内		1台	歯学部総合研究棟2(基礎医学系) 1階学生更衣室前
教育学部附属特別支援学校	1台	事務室		1台	歯学部総合研究棟3(臨床医学系) 1階
理学部	1台	2号館1階東側玄関		1台	歯学部総合研究棟1(歯学系) 2階
工学部	1台	共通棟1階西側玄関		1台	保健学科西研究棟
	1台	中央実験工場1階東側玄関		1台	鶴陵会館
理工系総合研究棟	1台	1階南側玄関		1台	体育館前
附属図書館	1台	玄関入口		1台	難治ウイルス病態制御研究センター 1階玄関前
保健管理センター	1台	正面玄関		1台	附属病院医科診療棟 病棟1階事務室日直室前
学術情報基盤センター	1台	1階北側玄関外側		1台	附属病院医科診療棟 病棟2階総合受付待合ホール
教育センター	1台	共通教育棟3号館西側入口	1台	附属病院医科診療棟 病棟3階カンファレンス室前	
総合教育研究棟	1台	1階北側玄関	1台	附属病院歯科診療棟 病棟1階受付ホール	
第2体育館	1台	正面入口	1台	附属病院歯科診療棟 病棟3階受付ホール	
学習交流プラザ	1台	1階南側中央入口	霧島リハビリテーションセンター	1台	外来
学生寄宿舎	1台	男子寄宿舎A棟			
水産学部	1台	1号館(管理・研究棟)1階入口			
	1台	4号館(講義棟)1階入口			

15. 災害時の電話利用方法

地震などの災害発生時には大量の電話が殺到し、被災地域内における電話がつながりにくくなります。通話はできるだけ手短にしましょう。

なお、通常の電話がつながらない場合、家族などと安否の連絡を取り合う方法として、比較的つながりやすい次の方法があります。前もって利用方法を知っておくと便利です。

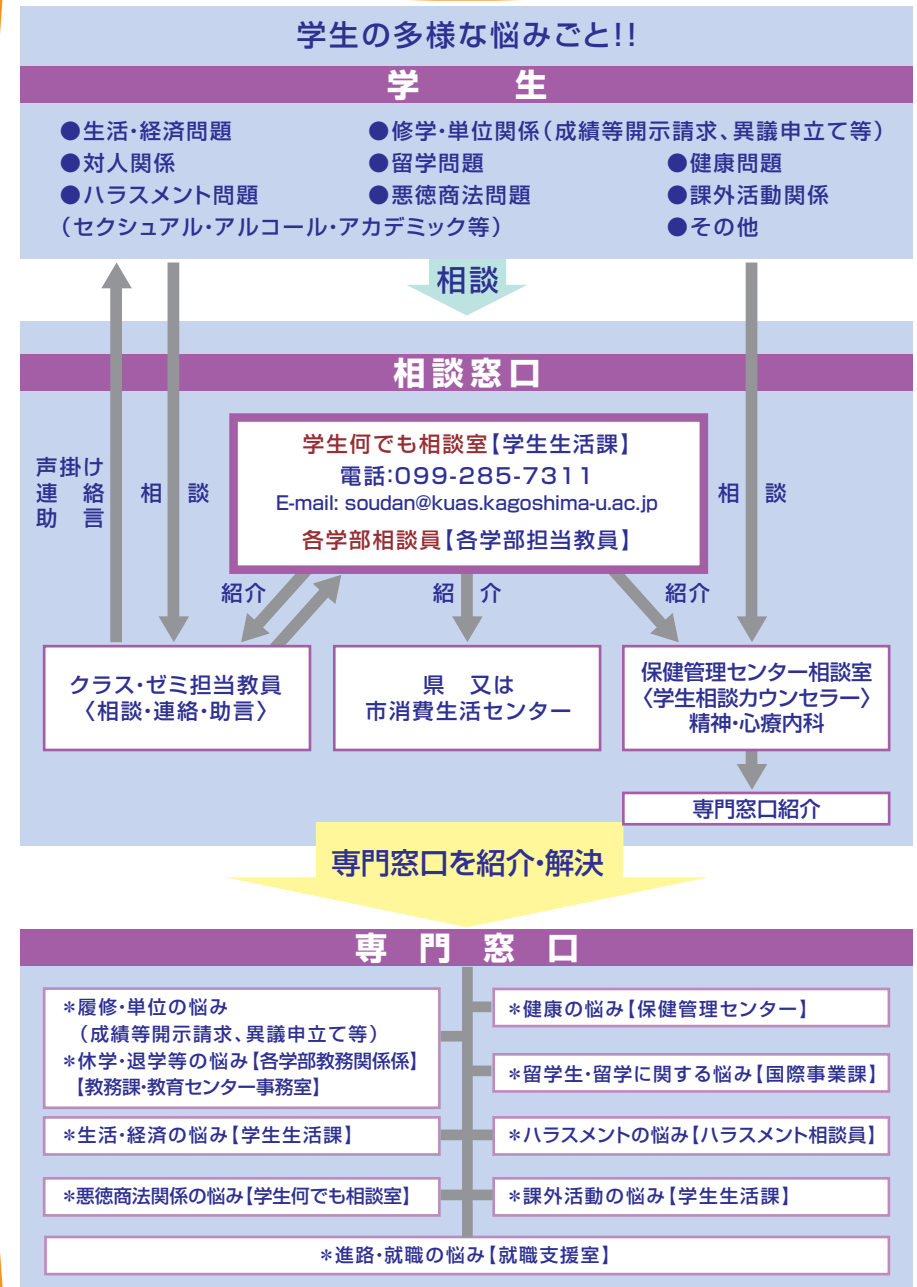
- ① 「災害用伝言ダイヤル(171)」
- ② 「災害用伝言板(web171)」
- ③ ケータイ「災害用伝言板」(NTTドコモ、au、ソフトバンク、ワイモバイル)
- ④ ケータイeメール(ケータイ各社)等

※災害用伝言ダイヤルなどの使用方法は、一般社団法人 電気通信事業者協会(TCA)のホームページの「TCAインフォメーション」の中の「災害時の電話利用方法」を参考にしてください。

■災害時の電話利用方法(一般社団法人 電気通信事業者協会(TCA))
<http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>



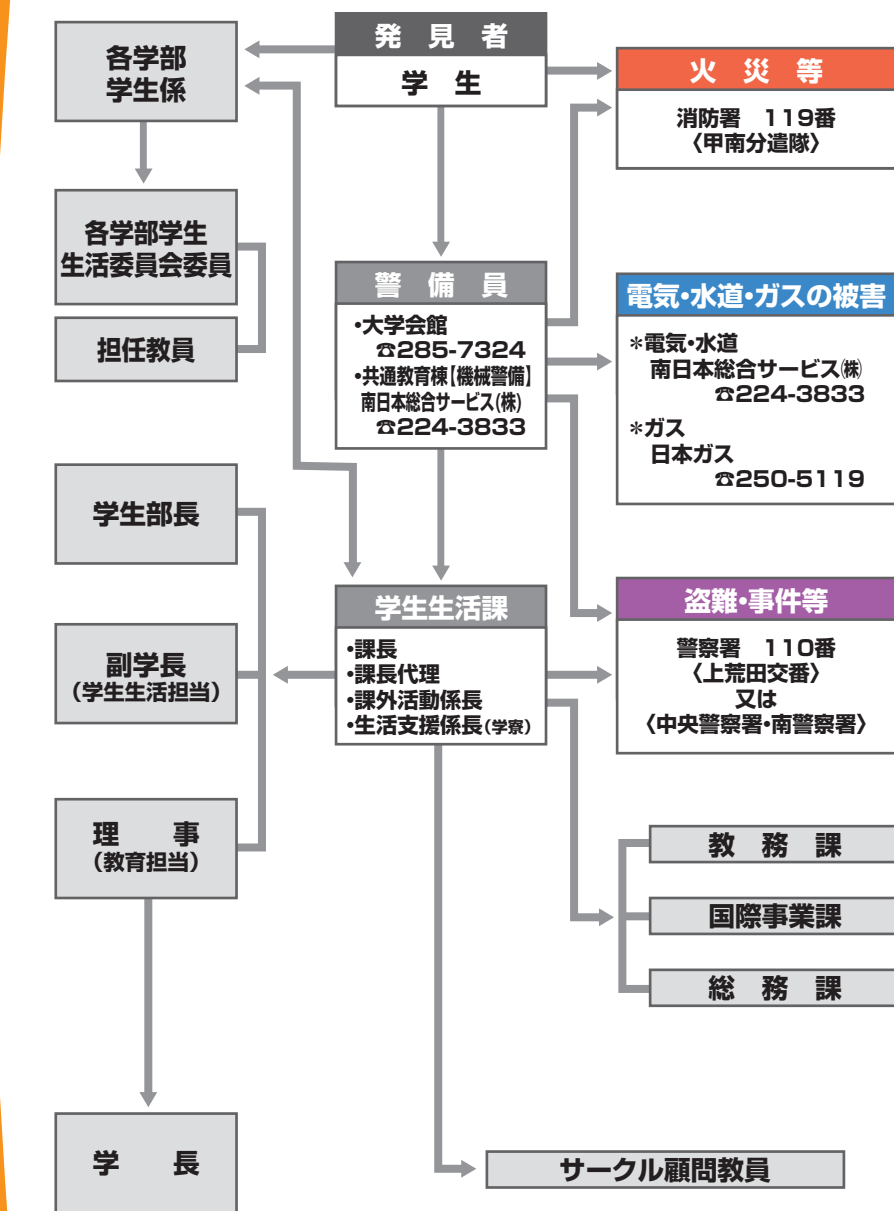
学生相談等に関するフローチャート



緊急時の対応フローチャート



緊急連絡体制



【緊急連絡先】

学生生活課 (099)
285-7331

消 防 署
(火災・救急車) **119**

警 察 署
(事故・盗難等) **110**

海上保安庁
(海難事故) **118**



編集・発行／鹿児島大学

〒890-0065 鹿児島市郡元一丁目21番30号
TEL.099-285-7331 FAX.099-285-3109